

平成29年度

京丹後市商工会

意欲ある部会事業推進助成金に係る

ガイドライン

(募集要領)

～京丹後市商工会合併10周年記念～

<募集期間>

平成29年5月8日(月)～6月9日(金)

部会事業推進に係る助成基準の統一について

1.趣旨

本会における部会活動は、部会組織の強化及び組織の事業活動を推進することによって、会員個々の事業の活性化が成果として実感できることを主眼としています。

これまで意欲ある部会事業推進助成金は、部会事業を活性化し、複数の会員事業者及び既存の組合等が関わることによる相乗効果、また部会の枠を超えた異業種での取組みによる新たなビジネスの可能性や創出による業界の振興を目的とし実施してきました。

また、厳しい地域経済状況の中でのこうした事業展開は、複数の事業者の力を結集することによる新たな方向を模索する意味で引き続き大変重要な視点といえます。

以上の趣旨から、平成29年度においても以下のとおり「意欲ある部会事業推進助成金」事業を行います。

2.目的

- ① 販路拡大を目的とした新商品開発・新サービスの提供
- ② 各業界全体の振興と発展
- ③ 各業界内部の意思統一と情報交換による組織強化
- ④ 新たな取り組み、新事業への挑戦によるビジネスチャンスの創出
- ⑤ 商店街等まちの賑わい創出と活性化

以上により、地域振興及び部会活動の活性化に寄与することを目的とするものです。

3.対象事業者

- (1) 商工会員である団体・組合等。(NPO法人、有限責任事業組合を除く)
- (2) 事業を協力して取組もうとしている複数の事業所(原則3事業所以上)で、構成員の会員構成割合が70%以上の任意団体等。

※ (1) については、会員の傘下組織の申請は不可とします。(例：^{会員資格}〇〇組合^{傘下組織}□□□部)

※ (2) の場合でも、実質的に既存団体としての取組内容である場合は不可とします。

また、申請団体の構成員が他の申請団体等の構成員と重複している場合や代表者が同一である株式を支配している等実質的(資本関係又は役員重複のある場合)に同一の企業とみなされる者同士で取り組む場合は認められないケースがあります。

4.対象事業

- ① 京丹後市商工会合併10周年を記念として実施する事業、若しくは京丹後市を対外的にPRする事業
- ② 各業界の総合的な改善・発展及び活性化に貢献する事業
- ③ 各業界の社会一般の福祉の増進に資する事業
- ④ 本制度を利用して、過去に同一の事業、若しくは同一と認められる酷似した内容で助成金を受けていない事業（視察研修事業を除く）
- ⑤ その他、上記に準ずる事業で、審査会において適当と認められた事業

5.対象経費

対象経費は、応募事業の実施に直接必要な経費として明確に区分できるもので、次に掲げる経費が対象です。

◆事業費

- ① 試作費、実験費、試験検査費
- ② 広告宣伝費、ホームページ作成費
- ③ 事業実施に係る会場費、国内外で開催される展示会等の出展費
(小間料、装飾料、渡航費などの出展に要する経費)
- ④ 研修の実施に関する経費 (目的・効果が明確な研修事業に限る)
- ⑤ 専門家に対する講師謝金・旅費
- ⑥ 調査研究費 (調査分析に係る費用等)、外注費、委託費など

◆事務費

- ① 会議費、会場借料、借損料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、
損害保険料、備品購入費、雑役務費、旅費交通費など

※その他事業実施に必要不可欠な経費として、審査会が適切と認めたもの。

※対象経費であっても構成メンバー内への支払いについては、一定額認められない場合があります。

※対象外となる経費は、次のとおりです。

人件費、総会費、借入れに伴う支払利息、公租公課、不動産購入費、官公署に支払う手数料等、飲食・接待費、税務申告・決算書作成等のための税理士等に支払う費用、その他資金の使途として社会通念上、不適切と認められる費用は対象外とします。

6.助成額等

- (1) 助成金額については、応募数、事業の内容、予算規模、事業実績等を考慮し、商工会の審査会において協議・決定します。
- (2) 助成金の交付申請額は、1団体につき50万円(通常枠)を限度とし、対象経費の範囲内で申請してください。

※但し、本年度は『京丹後市商工会合併10周年記念』として、特に優れた事業内容(例、京都府や国の施策活用をにらんだ試行的事業、地域・業界への波及効果が高い事業など)と審査会で判断された場合には、特別枠(2枠限定)として、上限100万円まで助成枠を拡大します。

(※申請額については1,000円未満の端数は切り捨てて記載してください)

◆事業期間

平成29年4月1日以降に開始する事業であり、原則として平成30年2月末日までに完了する事業であること。ただし、平成30年3月中に完了する事業もしくは助成金交付決定前に事業着手及び事業を完了する場合は、その理由を必ず申請書類に記載してください。

◆平成29年度の支出方針

今年度は、次の事業について、重点的に支援します。

- ・京丹後市商工会合併10周年を記念として実施する事業(地域の農林水産物、観光資源等を活用したイベント、商品開発など)若しくは京丹後市を対外的にPRする事業や各業界の総合的な改善・発展及び活性化に貢献する事業
- ・販路拡大を目的とした、新商品開発・新サービスの提供
- ・主体的に取り組み、まちの賑わい創出に貢献する事業

※ 過去に同一の事業、若しくは同一と認められる酷似した内容で助成金を受けていない事業。

7.交付申請

- (1) 申請書の提出先、問い合わせ等

京丹後市商工会

本所	62-0342	大宮支所	68-0038
網野支所	72-1863	丹後支所	75-2222
弥栄支所	65-3137	久美浜支所	82-0155

※なお、原則として、申請書の作成は申請者において行ってください。但し、申請書の作成及び提出においては、職員の相談・指導を受けて頂きます。

(2) 提出方法

上記の提出先へ平成29年6月9日(金)までに持参してください。

※申請団体の住所地を管轄する本所または支所に提出してください。

(例、京丹後市網野町〇〇 ⇒ 網野支所)

(3) 提出書類

- ① 交付申請書 (様式第1号)
- ② 事業計画書 (様式第1号の2)
- ③ 収支予算書 (様式第1号の3)
- ④ その他必要書類

※ これまでの活動内容、今回実施しようとする事業の概要がわかる資料等 (写真、イメージ図等) があれば申請書類に添付してください。

(4) 提出部数 上記書類 各1部

8.交付決定等

(1) 評価基準

支出交付事業の選定採択については、原則として次の観点から総合的に行うものとしています。

- ① 部会及び業界活性化への波及効果 (地域貢献度含む)
- ② 主体性 (外部委託等に頼らず、自らが主体となっているか)
- ③ 新規性 (新たな工夫を凝らした内容であるか)
- ④ 実現可能性
- ⑤ 事業遂行能力

(2) 選考結果に係る通知

交付の可否は7月下旬に文書にて各申請者に通知します。不採用の理由等につきましては、一切問い合わせに応じることはできません。

(3) その他

①助成金は平成29年度の予算の範囲内で交付します。そのため、選考決定された場合にも、希望された金額の全てに応じられない場合があります。

なお、助成金の支払いは精算払いを原則とします。(但し、審査会が認めた場合は、決定額の1/2を限度として概算払いを請求することができます。) 概算払いが必要な場合は、交付決定通知後、1か月以内に概算払請求書(様式第5号)を提出してください。
※期限後の請求には応じる事が出来ません。

②当初提出した事業内容及び予算について大幅な変更や、その他履行不能等の問題が生じた場合は、その時点で直ちに申請時の受付職員まで連絡すると共に、事業変更承認申請書(様式第3号)、事業取り止め申請書(様式第4号)を提出してください。

③成果物には「京丹後市商工会 意欲ある部会事業助成金で購入(または作成)」した旨の表示を必ず行ってください。表示を行わなかった場合には、決定額が減額若しくは取り消しとなる場合がありますので、ご注意ください。

9.事業完了後の書類提出について

(1) 事業実績報告書等の提出

事業完了後、速やかに事業実績報告書等を提出してください。

(2) 提出書類

- ① 事業実績報告書(様式第2号)
- ② 助成金精算払請求書(様式第2号の2)
- ③ 収支決算書(様式第2号の3)
- ④ その他必要書類

10. 助成金支払時期について

事業実績報告書等の内容を確認後、速やかに支払います。

11.その他

(1)本助成金の交付を受けて実施された事業については、事例発表や成果報告を求める場合があります。本会より依頼を受けた際は必ずご協力ください。

(2)本助成金に係る様式は商工会窓口にてお受け取りいただくか、以下よりダウンロードをしてください。

<http://kyotango.kyoto-fsci.or.jp/bukai/yousiki.doc>